

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

主な官公庁は弘前公園東側・南側の中心市街地周辺に立地しており、特に弘前公園周辺を中心とした官公庁街が形成されています。

主な社会教育施設は中心市街地に集中しており、その中の駅前市民ホール、市民参画センター、百石町展示館及びまちなか情報センターは旧計画掲載事業で建設されたものです。

高等教育機関は、国立大学法人の大学が1校、私立大学が2校、私立短期大学が2校、放送大学が1校、専修学校が8校あり、いずれも中心市街地及びその周辺に立地しています。

20床以上の入院施設を持つ市内の医療機関は17施設あり、そのうち14施設が市街化区域に立地し、うち5施設は中心市街地内若しくは隣接しています。中心市街地にある国立大学法人弘前大学医学部附属病院は、北東北医療圏の中核病院である高度医療機関であり、市内はもとより県内外から診察を求める人が来ています。

このように本市の中心市街地においては、公共施設や病院など、市民生活を支える都市福利施設は充足していますが、学生等による活動を促す機能など、居住者にとって住みやすい仕掛けや仕組みづくりについては、更に高めていく必要があると考えられます。

(2) 都市福利施設の整備を実現する必要がある理由

このような状況を踏まえ、今後、既存施設における継続的なサービスの提供とともに、居住者にとっての利便性及びサービス向上につながる取り組みや、市内の6つの高等教育機関の教員や学生が交流し、地域活動の拠点となる共同施設等の整備により、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現を目指します。

- 土手町コミュニティパーク整備事業
- まちなか情報センター有料施設予約システム構築事業
- 高等教育機関コンソーシアム交流プラザ整備事業

(3) フォローアップの考え方

計画期間内の各年度において、既存施設の活用状況について検証し、必要な改善等を講じていくこととします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 土手町コミュニティパーク整備事業 【下土手町地区】</p> <p>○内容 コミュニティFM等の情報発信機能や商業機能等を備えた施設と併設した、学生や市民の交流施設(多目的広場や多目的ホール等)及び起業家支援施設の整備</p> <p>○実施時期 平成20年度～24年度</p>	弘前市	既存のコミュニティFMを活用した情報発信機能や、起業家支援機能、市内の大学生やNPO等の市民団体の活動交流拠点の整備は、若者や高齢者にも利便性が高いものとなることから、中心市街地における「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現のために重要となります。また、多目的広場や併設される商業施設は、アンケートで挙がっている散歩・くつろぎなどの利用目的にも合致しているほか、イベント等の拠点ともなることから、中心市街地活性化に重要な役割を果たすものです。	<p>○措置の内容 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>○実施時期 平成23年度～平成24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 まちなか情報センター有料施設予約システム構築事業</p> <p>○内容 携帯電話や一般パソコンより、施設の空き情報や仮予約ができる新システムを構築する。</p> <p>○実施時期 平成21年度～</p>	弘前市	<p>携帯電話や一般のパソコンから、公共施設の情報検索や空き状況の確認、仮予約等ができるシステムを構築することは、中心市街地に集積している公共施設の認知度を高め、利便性が高まり、利用者の増加につながることから、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 高等教育機関コンソーシアム交流プラザ整備事業</p> <p>○内容 弘前市内6大学の共同交流施設の設置・運営</p> <p>○実施時期 平成21年度～</p>	弘前大学 他5大学	<p>当市に所在する6大学が人材養成機能の充実及び地域活性・地域貢献を目的として整備する「教員・学生の課外活動の交流」、「市民の生涯学習」、「学園都市構想の共同提案」などの活動を行う共同施設を中心市街地に設けることは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		